

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第43号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和41年規則第87号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2項中「第5条第1項及び第3項」を「第5条第3項」に改める。
- (2) 第3条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「の算定」を「及び勤勉手当の算定」に、「合計額に、」を「合計額（勤勉手当の算定にあつては、職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）に、」に、「とする」を「及び勤勉手当基礎額とする」に改める。
- (3) 第5条第1項中「職員に」を「一般職員に」に改め、同条第3項中「、職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を、「18日」の次に「（1月の日数（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月の日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、「条例の適用を受ける」を削る。
- (4) 附則第6項中「当分の間」を「令和5年12月31日までの間は」に改める。
- (5) 附則第10項中「第15条」を「附則第15条」に、「251, 100」を「251, 900」に、「254, 600」を「255, 400」に、「270, 800」を「271, 600」に、「274, 200」を「2

75,000」に改める。

(6) 附則に次の1項を加える。

(常時勤務を要する暫定再任用職員の給料)

1 1 前項の職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された者に限る。）の給料月額は、現業職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(7) 別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1
現業職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	138,200	209,300	236,500	274,500	296,900
	2	139,200	210,700	237,900	276,100	298,500
	3	140,200	212,100	239,200	277,700	300,100
	4	141,200	213,500	240,500	279,200	301,600
	5	142,200	214,800	241,800	280,700	303,100
	6	143,300	216,100	243,100	282,200	304,600
	7	144,400	217,300	244,400	283,700	306,100
	8	145,500	218,500	245,700	285,100	307,500
	9	146,500	219,700	247,000	286,500	308,900
	10	147,600	221,000	248,300	288,100	310,500
	11	148,700	222,200	249,600	289,600	312,100
	12	149,800	223,400	250,800	291,100	313,600
	13	150,800	224,600	252,000	292,600	315,100
	14	151,900	225,900	253,200	294,000	316,600
	15	153,000	227,100	254,400	295,300	318,100
	16	154,100	228,300	255,600	296,600	319,500
	17	155,200	229,500	256,800	297,900	320,900
	18	157,000	230,900	258,300	299,200	322,500
	19	158,800	232,200	259,700	300,500	324,000
	20	160,500	233,500	261,100	301,800	325,500
	21	162,200	234,800	262,500	303,100	326,900
	22	163,800	236,100	264,100	304,400	328,400
	23	165,400	237,400	265,600	305,700	329,900
	24	166,900	238,700	267,100	306,900	331,300
	25	168,400	240,000	268,600	308,100	332,700
	26	169,700	241,300	270,100	309,400	334,100
	27	171,000	242,600	271,600	310,600	335,500
	28	172,300	243,800	273,100	311,800	336,800
	29	173,500	245,000	274,600	313,000	338,100
	30	175,200	246,200	276,100	314,100	339,500
	31	176,800	247,400	277,500	315,200	340,900
	32	178,400	248,600	278,900	316,200	342,200
	33	180,000	249,700	280,300	317,200	343,500
	34	181,700	250,900	281,700	318,200	344,400
	35	183,300	252,000	283,000	319,200	345,300
	36	184,900	253,100	284,300	320,200	346,200
	37	186,500	254,200	285,600	321,200	347,000
	38	188,300	255,600	286,900	322,100	347,900
	39	190,000	257,000	288,200	323,000	348,700
	40	191,700	258,400	289,500	323,900	349,500
	41	193,400	259,700	290,800	324,700	350,300
	42	194,800	261,000	292,100	325,600	351,100
	43	196,200	262,300	293,400	326,500	351,900
	44	197,500	263,600	294,700	327,300	352,600
	45	198,800	264,900	296,000	328,100	353,300
	46	200,100	266,100	297,200	329,000	354,100
	47	201,400	267,300	298,300	329,800	354,900
	48	202,700	268,500	299,400	330,600	355,600
	49	204,000	269,700	300,500	331,400	356,300
	50	205,300	270,600	301,500	332,200	357,100
	51	206,600	271,500	302,500	333,000	357,800
52	207,900	272,400	303,400	333,700	358,500	

53	209,200	273,300	304,300	334,400	359,200
54	210,500	274,300	305,100	335,100	359,900
55	211,800	275,300	305,900	335,800	360,500
56	213,000	276,300	306,700	336,500	361,100
57	214,200	277,200	307,500	337,200	361,700
58	215,200	278,200	308,300	337,900	362,400
59	216,200	279,200	309,100	338,600	363,000
60	217,200	280,200	309,900	339,300	363,600
61	218,100	281,100	310,600	340,000	364,200
62	219,200	282,100	311,400	340,600	364,700
63	220,300	283,100	312,200	341,200	365,200
64	221,300	284,100	313,000	341,800	365,700
65	222,300	285,000	313,700	342,300	366,200
66	223,400	285,900	314,500	342,900	366,600
67	224,500	286,800	315,300	343,500	367,000
68	225,500	287,700	316,000	344,100	367,400
69	226,500	288,500	316,700	344,600	367,800
70	227,500	289,300	317,500	345,100	368,200
71	228,500	290,100	318,200	345,600	368,600
72	229,500	290,900	318,900	346,000	369,000
73	230,400	291,700	319,600	346,400	369,300
74	231,400	292,400	320,200	346,700	369,700
75	232,400	293,100	320,800	347,000	370,000
76	233,300	293,700	321,400	347,300	370,300
77	234,200	294,300	322,000	347,600	370,600
78	235,100	294,900	322,500	347,900	371,000
79	235,900	295,400	323,000	348,200	371,300
80	236,700	295,900	323,400	348,500	371,600
81	237,600	296,400	323,800	348,800	371,900
82	238,500	297,000	324,200	349,100	372,200
83	239,400	297,500	324,600	349,400	372,500
84	240,200	298,000	325,000	349,700	372,800
85	241,000	298,500	325,400	350,000	373,000
86	241,900	299,000	325,800	350,300	373,300
87	242,800	299,500	326,100	350,600	373,600
88	243,600	300,000	326,400	350,900	373,800
89	244,400	300,500	326,700	351,200	374,000
90	245,200	301,000	327,000	351,500	374,200
91	246,000	301,400	327,300	351,800	374,400
92	246,700	301,800	327,600	352,100	374,600
93	247,400	302,200	327,900	352,400	374,800
94	248,300	302,600	328,200	352,700	375,000
95	249,200	302,900	328,500	353,000	375,200
96	249,900	303,200	328,800	353,300	375,400
97	250,500	303,600	329,100	353,500	375,600
98		303,900	329,400	353,800	375,800
99		304,300	329,700	354,100	376,000
100		304,600	330,000	354,400	376,200
101		304,900	330,300	354,600	376,400
102			330,600		376,600
103			330,900		376,800
104			331,200		377,000
105			331,500		377,200
106			331,800		
107			332,100		
108			332,400		
109			332,700		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	195,700	235,200	251,900	271,600	287,100

備考 この表は、別表2の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表 2

会計年度任用職員現業職給料表

号俸	給料月額
	円
1	168,400
2	173,500
3	180,000
4	186,500
5	193,400
6	198,800
7	204,000
8	209,200
9	214,200
10	218,100
11	222,300
12	226,500

備考 この表は、会計年度任用現業職員に適用する。

(8) 別表 7 中

「	「		を	「		に、
8	59			8	58	
」	」			」		
「	「		を	「		に改める。
14	65			14	66	
15	66			15	67	
」	」			」		

(9) 別表 8 備考 2 中「定年前再任用短時間勤務職員以外の者」を「職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が必要と認める者」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 5 年

条例第28号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項及び第3条第1項の改正規定、第3条第4項の改正規定（「の算定」を「及び勤勉手当の算定」に、「とする」を「及び勤勉手当基礎額とする」に改める部分に限る。）、第5条第1項及び第3項の改正規定、附則第6項の改正規定、附則第10項の改正規定（「第15条」を「附則第15条」に改める部分に限る。）、附則に1項を加える改正規定並びに別表8備考2の改正規定 公布の日

(2) 第3条第3項の改正規定並びに別表1及び別表2の改正規定（同表に係る部分に限る。） 令和6年4月1日

(3) 第3条第4項の改正規定（第1号に掲げる部分を除く。）及び附則第3条の規定 令和7年12月1日

2 改正後の札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（以下「改正後の単労規則」という。）附則第10項、別表1及び別表7の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の単労規則の規定を適用する場合には、改正前の札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の単労規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月から令和10年12月までの間に支給する勤勉手当に関する経過措置）

第3条 次の表の左欄に掲げる勤勉手当を当該勤勉手当に係る基準日（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則第3条第1項の規定によりその例によることとされる札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第29条の4第1項に規定する基準日をいう。）現在（退職し、又は死亡した職員（同規則第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において扶養手当を受けべき職員に支給する場合における改正後の単労規則第3条第4項の規定の適用については、同欄に掲げる勤勉手当の区分に応じ、同項中「の月

額及びこれに対する地域手当の月額合計額)」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>令和7年12月に支給する勤勉手当</p>	<p>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額から、3,500円及び3,500円にその基準日現在において第1項の規定によりその例によることとされる札幌市職員給与条例第22条第1項の規定により当該職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を除いた額)</p>
<p>令和8年6月又は同年12月に支給する勤勉手当</p>	<p>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額から、7,000円及び7,000円にその基準日現在において第1項の規定によりその例によることとされる札幌市職員給与条例第22条第1項の規定により当該職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を除いた額)</p>
<p>令和9年6月又は同年12月に支給する勤勉手当</p>	<p>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額から、12,000円及び12,000円にその基準日現在において第1項の規定によりその例によることとされる札幌市職員給与条例第22条第1項の規定により当該職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(当該合計額がその基準日現在において当該職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(以下この項において「扶養手当等月額」という。)を超える場合にあっては、当該扶養手当等月額)を除いた額)</p>
<p>令和10年6月又は同年12月に支給する勤勉手当</p>	<p>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額から、22,000円及び22,000円にその基準日現在において第1項の規定によりその例によることとされる札幌市職員給与条例第2</p>

2条第1項の規定により当該職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額がその基準日現在において当該職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「扶養手当等月額」という。）を超える場合にあつては、当該扶養手当等月額）を除いた額）